

森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書

持続可能な開発目標（SDGs）への国民の関心が高まる中、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する森林・林業・木材産業への期待が高まっている。

また、我が国では、戦後植林された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、計画的な間伐、主伐・再生林による森林資源の若返りと持続可能な森林経営に資する林業・木材産業の活性化が求められている。

こうした中、国は、森林整備等に係る地方財源を安定的に確保するため、森林環境譲与税により地方の実情に応じた取組みを支援するとともに、新たな森林・林業基本計画を策定し、森林整備から木材需要創出までの取組みを総合的に支援している。本県においても、市町村が森林環境譲与税を活用し、森林整備や路網整備、林業の担い手確保・育成等に取り組むほか、県においては間伐の効率化や再生林の低コスト化への支援、スマート林業の普及に取り組むとともに、県産木材を使用した住宅や店舗などへの支援を強化するなど、林業・木材産業の活性化につながる取組みを推進している。

しかしながら、現在の森林環境譲与税の譲与基準では総額の10分の3が人口按分により算定・配分されていることから、人口の少ない山間部では十分な事業財源を確保できない一方で、人口の多い都市部では十分に活用されない事例も散見されるなど、その効果的な活用が求められている。

また、林業・木材産業の活性化のためには、こうした地方の取組みはもとより、国を挙げて国産材の安定供給や生産性の向上及び新たな需要創出に向けた取組みを強化していく必要がある。

よって、国においては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 森林環境譲与税については、林業に係る財政需要がより大きい地方公共団体が、実情に応じて森林整備や路網整備、林業の担い手確保などに十分に取り組むことができるよう譲与基準の見直しを行うこと。
- 2 国産材の安定的な供給体制の確保と生産性向上を図るため、移住者など多様な人材の活用も含めた担い手の確保・育成、高性能林業機械の導入、森林資源・生産管理へのICTやデジタル技術の活用及び路網整備に対する支援等を更に強化すること。
- 3 国産材の需要拡大を図るため、公共・民間建築物の木造化・木質化、直交集成板を活用した中高層建築物の整備や木質バイオマスのエネルギーの利用を一層促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月15日

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
農林水産大臣	野村哲郎	殿
国土交通大臣	齐藤鉄夫	殿
内閣官房長官	松野博一	殿

山形県議会議長 坂本 貴美雄